

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年度（2020年度）第10回（定例会）

署名人 平 良 浩

教育長 田 端 一 正

開催日時 令和2年（2020年）9月23日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時35分

開催場所 那覇市役所12階 第2研修室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、松田信男副参事、安座間蘭主査、平良俊弥主査
平安真希子主査

（生涯学習課）平良尚子課長、久場祐介主査

（市民スポーツ課）高里浩課長、島袋久美子主幹、座波園美主査

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

（学校教育課）佐久田悟課長、新垣朝成管理主事、富山嘉仁主事

議事日程 ※非公開案件。ただし、議案第17号、報告3、議案第18号は議会提案後に公開。

1 報告1 教育長が専決したことについて

※教職員の退職について内申【学校教育課】

2 報告2 職員人事について【総務課】

3 議案第17号 那覇市スポーツ推進審議会への諮問について【市民スポーツ課】

4 報告3 那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理予定候補者選定の答申について
【生涯学習課】

5 議案第18号 那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定に関する意見の
申出について【生涯学習課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 会議をはじめる前に、本日、喜屋武委員から欠席の連絡がありました。定足数は満たしていますので、始めていききたいと思います。それでは「令和２年度第１０回教育委員会会議（定例会）」を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いします。

まず会議の非公開について委員の議決を諮りたいと思います。報告１と報告２は人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。また、議案第１７号と報告３及び議案第１８号は議会への提案前の内容が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。ただし、議案第１７号と報告３及び議案第１８号の会議録は、議会へ議案を提出後に公開したいと思います。それでは、本日全ての議事日程を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは、非公開といたします。関係者以外の退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 次に、議案第１７号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第１７号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」、那覇市スポーツ推進審議会へ別紙のとおり諮問する。令和２年９月２３日提出。教育長 田端 一正。
提案理由 那覇市体育施設の指定管理予定候補者の選定について、指定管理者制度に関する運用指針により那覇市スポーツ推進審議会へ諮問を行う必要があるため、この案を提出する。詳細は市民スポーツ課が説明します。

田端教育長 高里市民スポーツ課長、お願いします。

高里課長 説明の前に、この件につきましては、去る６月２５日の教育委員会会議に一度提案しましたが、公募前だったということで、申請団体がいない状況での諮問はおかしいということがありまして、いったん取り下げたものでございます。今回、申請団体が確定しましたので、再度提案するものでございます。提案の内容を説明いたします。那覇市体育施設は、那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、那覇市民首里石嶺プールの３施設でございます。この施設については、平成１８年度から指定管理者による管理運営が行われております。現在、ＮＰＯ法人那覇市体育協会が指定管理者として管理運営を行っており、今年度末で５年間の指定管理期間が終了します。今年度、第４回目となる令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間の指定管理者の選定作業を行うこととなっております。去る７月８日から９月８日までの２ヶ月間で公募を行ったところ、１団体から申請がございました。指定管理者予定候補者の選定にあたっては、本市の指定管理者制度に関する運用指針に基づき選定委員会となる附属機関へ諮問し、予定候補者を選定していただくこととなっております。それでは、諮問文を読み上げます。

諮問第５号、那覇市スポーツ推進審議会会長 砂川 力也様、那覇市教育委員会、

「那覇市体育施設指定管理予定候補者選定について（諮問）」、那覇市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第3号に基づき、下記のとおり諮問します。1 諮問事項 那覇市体育施設指定管理予定候補者の選定について。2 諮問理由 那覇市体育施設の管理運営については、那覇市体育施設条例第16条の規定において、地方自治法第244条の2第3項に基づく公の施設の指定管理者として指定するものであり、次年度が更新時期となっています。指定管理者の指定にあたって、本市の「指定管理者制度に関する運用指針」に基づき、附属機関に諮問し、指定管理予定候補者の答申を受ける必要があることから、那覇市体育施設の指定管理予定候補者の選定について、那覇市スポーツ推進審議会へ諮問するものです。3 答申時期 令和2年10月下旬となっております。

次のページをご覧ください。今回、申請があった団体は1団体。団体名「特定非営利活動法人那覇市体育協会」、代表者「平良 悟」、所在地「那覇市字識名1227番地」です。以上が提案の説明でございます。

次に、指定管理者選定の概要を少しご説明いたします。資料2をご覧ください。指定管理予定候補者審査選定要項になっております。2番の選定委員会の委員は、那覇市スポーツ推進審議会の委員で構成することとなっています。利害関係にある者は審査から除外すると規定されています。3番の審査基準につきましては、（1）市民の平等な利用が確保できること。（2）事業計画書等の内容が体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。（3）事業計画書の内容に沿った体育施設の管理を安定して行う能力を有すること。（4）地域づくりに貢献すること。この4項目に視点を置いて審査していただきます。

資料4をご覧ください。今回の選定委員の名簿となっております。全委員に利害関係がないか確認を取っております。その中で3番の翁長きさえ委員は現在那覇市体育協会の理事を務められております。4番の栗栖香代子委員は前年度まで那覇市体育協会の理事を務められておりましたので、この2人は今回の審査から外れていただくこととなります。正委員5名と臨時委員2名の計7名で審査していただくということになります。資料3のスケジュールを説明します。資料3の1ページをご覧ください。

（5）プレゼンテーション審査につきましては、令和2年9月30日に予定しております。候補者が決まりましたら11月議会へ上程し、その後、指定管理者を決定いたします。令和3年2月から3月にかけて協定の協議及び締結を行いまして、令和3年4月から指定管理業務が開始される予定となっております。続いて、5ページをご覧ください。8番です。（1）指定管理料 令和3年度から令和7年度まで、単年度で7,569万3千円が指定管理料となっており、5年間の合計額が3億7,846万5千円でこちらが上限額となっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問をお願いします。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 過去の利用について、市民アンケート調査などのまとめたものがありますか。その内容は資料として公開されるのか。

田端教育長 高里市民スポーツ課長、どうぞ。

高里課長 指定管理者のモニタリング調査というものがございまして、「那覇市指定管理者に関するモニタリング実施基本要項」に基づいて行っております。まず、指定管理者によるセルフモニタリングということで、施設の管理運営状況について、日報、月報、業務記録、利用状況、収支状況、利用者アンケート調査を行います。その結果を市に報告しホームページで公表いたします。それとは別に那覇市によるモニタリング調査がございまして。指定管理者から毎月、年度ごとの報告書、利用状況、収支状況、そういった内容の審査を行いヒアリング及び実施検査等を行って評価をいたしまして、指定管理者への通知と公表をしております。その中に利用者からの苦情や要望がありましたら、指定管理者がどういった形で対応しているのかこちらでチェックしまして、改善や是正の必要性がありましたら、その都度指定管理者に指示をしております。市民アンケートの結果もホームページ上で公表をしております。

田端教育長 よろしいでしょうか。

本仲委員 はい。ありがとうございます。

田畑教育長 ほかにありますでしょうか。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 今回の那覇市体育協会が指定管理を受けるのは何期目になりますか。

田端教育長 高里市民スポーツ課長、どうぞ。

高里課長 平成18年度から指定管理制度を導入いたしまして、それからずっと継続しています。今回で4回目になります。

田端教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 もう少しいいですか。人の配置の指定がこの要項には特にありませんが、業務の指定はあっても業務がこなせるだけの人員配置は管理者に任せるという形ですか。

高里課長 スタッフの体制や人員配置については、指定管理者に提案していただく形になっています。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見、ご質問等がないということでありますので、議案第17号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第17号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」は、議決いたしました。

田端教育長 それでは、報告3「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理予定候補者選定の答申について」と議案第18号「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は関連しますので一括して説明をお願いしたいと思います。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長

報告3「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理予定候補者選定の答申について」、みだしのことについて、別紙のとおり報告する。令和2年9月23日提出。教育長 田端 一正。報告理由 本市の指定管理者制度に関する運用指針に基づき、令和2年8月26日付諮問第4号により那覇市社会教育委員の会議に諮問したみだしのことについて、令和2年8月28日付けで別紙のとおり答申を受けたので報告する。続きまして、議案第18号「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」、みだしのことについて、別紙のとおり市長に申し出る。令和2年9月23日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。説明は生涯学習課が行います。

田端教育長

平良生涯学習課長、お願いします。

平良課長

お手元の資料の1ページは答申書の鑑文となっています。今回の那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理予定候補者の選定につきましては、応募団体が、那覇市若狭公民館は「特定非営利活動法人地域サポートわかさ」、那覇市繁多川公民館は「特定非営利活動法人1万人井戸端会議」の各1社となりました。審査につきましては、令和2年8月26日の「第2回那覇市社会教育委員の会議」で行われました。審査の経過につきましては、教育長より諮問書の手交を受けております。審査に入る前の確認事項といたしまして「会議の公開・非公開」及び「除斥規定に該当する委員の有無」の2点の確認を行いました。除斥規定に該当する委員の有無につきましては、出席した委員に書面において署名、捺印により確認し審査に入りました。

続きまして4ページをご覧ください。審査は各団体から提出された事業計画書等の書類とプレゼンテーション、聞き取り等も含め、公民館指定管理予定候補者選定評価採点表の各評価項目について採点を行いました。審査結果といたしまして、若狭公民館の応募団体「特定非営利活動法人地域サポートわかさ」が合計得点815点、繁多川公民館の応募団体「特定非営利活動法人1万人井戸端会議」が合計得点780点、こちらの満額総得点が945点でその6割（567点）が可否の最低基準となりますけれども、その点数をクリアし、それぞれの応募団体が予定管理者として選定されました。選定理由につきましては、今後の事業の継続性やこれまでの管理運営実績等を評価し、総合的な視点から、それぞれを予定候補者に選定しております。付帯意見といたしまして2点ございました。1点目は公民館の活動が地域の自立や自助力・共助力の向上につながっている。今後も多彩で魅力的な地域協働事業を進めていくことを期待したい。2点目に地域共生社会のネットワークづくりのコーディネーターとして活動することを期待する。この2点が附帯事項になります。以上が答申の報告でございます。これを受けまして議会の議決事項でありますので、11月議会に上程するこ

とになっております。以上でございます。

田端教育長　この件について、ご意見ご質問をお願いします。報告3と議案第18号をまとめて説明したということでよろしいですか。

平良課長　はい。

田端教育長　議会に提出するものが議案第18号ですか。

平良課長　はい。議案第18号になります。

山内部長　教育長から市長にこの答申を受けたのでお願いしますという内容と市長から議会へ提出する鑑文になっています。

田端教育長　そういう一連の流れになっています。仲本委員、お願いします。

仲本委員　質問ではありませんが、この2団体の活動がニュース等で取り上げられているので、とても期待したいなと思っています。素晴らしい団体じゃないかなと思います。

田端教育長　ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。せっかくの機会なので委員へ若狭公民館と繁多川公民館の特徴的なところを紹介してもらえますか。

平良課長　そうですね。若狭公民館は皆様もニュースでよくご存知だと思いますが、パーラー公民館の実施ということで、曙地区には公民館の施設が無いので自分達で出向いて行って公園にパラソルを立てて地域の人達を集めて公民館活動を行っているということが特徴の一つです。繁多川公民館ではエジプトに公民館をつくるということで、実際に館長がエジプトに行ってそこのメンバーの人達と公民館を立ち上げるという活動をしています。皆さんそれぞれ地域の方達と密接につながりをもって地域活動がんばっていらっしゃいます。

田端教育長　仲本委員、どうぞ。

仲本委員　若狭は高齢化している地域ではありますが、児童館もかなり活発なNPOが指定管理しているので、公民館と児童館、若狭小学校PTAや那覇中学校PTAを巻き込んでよくがんばっているなど常々とても感心しています。地域の課題にチャレンジしている団体だなと感じています。

田端教育長　本仲委員、どうぞ。

本仲委員　感想ですが、4ページの付帯意見がありますよね。この若狭公民館も繁多川公民館もその付帯意見を十分活かしているのではないかと感じています。仲本委員も触れていましたが、公民館活動も活発だし、それから「繁多川公民館まつり」で93歳か95歳くらいのおばあさんまで踊りを披露していました。付帯意見が十分活かされているなど感心しています。ただ、同じ団体がずっと継続しているところがどうなのかなという感じがしますが、立派に活動しているので期待したいと思います。

田端教育長　本日、お配りしました黄色の冊子「那覇市の公民館」に両公民館で行っている活動が掲載されています。那覇市の公民館は7館。指定管理が2館。直営が5館です。すべての活動状況が掲載されていますのでご覧ください。

ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見ご質問が無いと

いうことですので、報告３「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理予定候補者選定の答申について」はこれで終了したいと思います。それから、議案第１８号「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第１８号「那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は、議決いたしました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして「令和２年度第１０回教育委員会会議（定例会）」を終了いたします。

案件の審議結果

議案第17号	那覇市スポーツ推進審議会への諮問について	原案どおり可決
議案第18号	那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の指定管理者の指定に関する意見の申出について	原案どおり可決